

平成 19 年 5 月 25 日
沖縄社会保険事務局

厚生年金保険被保険者期間記録に係る
「資格喪失誤り」について（情報提供）

1. 事象の概要

石垣社会保険事務所において、厚生年金保険適用事業所退職後、厚生年金保険に任意に加入していた第 4 種被保険者 A 氏について、老齢年金を受取る期間(240 月)を満たす前に誤って資格喪失処理を行っていたことが判明した。

A 氏に係る第 4 種被保険者期間は本来 14 ヶ月を決定し、A 氏の事業所在職期間(被保険者期間) 226 ヶ月と合わせて 240 ヶ月とすべきであったが 2 ヶ月不足の 12 ヶ月として誤って資格喪失決定したものの。

これにより A 氏死亡に伴い、この配偶者 B 氏に遺族厚生年金の受給権が発生したが、A 氏の厚生年金加入期間が 20 年(240 月)を満たしていなかったために、寡婦加算額(中高齢の加算)が支給されなかった。

B 氏の受給する遺族厚生年金の給付種別の寡婦加算額(中高齢の加算)が支払われていないことを提起した同氏の申出により石垣社会保険事務所の内部調査で平成 18 年 7 月 3 日判明した。

第 4 種被保険者【旧厚生年金保険法】

厚生年金保険被保険者期間を 10 年以上ある者が老齢年金の資格期間(20 年または一般男子 40 才、女子 35 歳以後 15 年)を満たすため退職後、個人で任意に加入することができる。

2. 原因

今般の事務処理誤りは、昭和 58 年 8 月当時、A 氏にかかる第 4 種被保険者期間を決定する際に A 氏に係る複数の事業所在職期間(被保険者期間)を調査したところ、同加入期間の 226 ヶ月を 228 ヶ月と錯誤したことにより、12 ヶ月の第 4 種被保険者期間として 2 ヶ月不足した資格期間決定の事務処理を行ったもの。

3. 対応

- (1) B 氏から A 氏の厚生年金加入期間を遡及して 240 月に満たすことによ

り寡婦加算額等の支給を求める申出があり、石垣社会保険事務所及び沖縄社会保険事務局はA氏の在職当時の事業所等年金加入期間の調査を平成18年8月～平成19年4月に実施したが、A氏にかかる新たな年金加入期間は発見できなかった。

(2) 昭和58年8月、当時の石垣社会保険事務所における、厚生年金保険適用事務担当者等関係者に、この事象に係る事情聴取を行なったが上記2の原因以外の調査結果は得られなかった。

(3) 厚生年金保険第4種被保険者制度に加入する目的は老齢厚生年金の受給要件を満たすことであり、保険者(石垣社会保険事務所)の錯誤により、同要件を2ヶ月満たすことが出来なかったことに対して、年金制度上、厚生年金保険第4種被保険者期間を訂正することが可能か、上級庁に確認したが、制度上、不可能としている。

(4) B氏に対しては石垣社会保険事務所及び沖縄社会保険事務局から直接面談の上経過説明と謝罪を平成19年5月14日に行なった。

4. 再発防止対策

平成18年10月27日所長会議を開催し、事務処理の点検確認を複数体制で徹底することと事務取扱要領に基づく業務の進捗管理の徹底を指示した。

(照会先)

沖縄社会保険事務局総務課

課長補佐 伊志嶺

098-941-0730

fax 098-861-4249